

# 經濟論叢

第120卷 第1・2号

---

十九世紀後半イギリスにおける労働者状態……	菊池光造	1
公共投資と社会的割引率……	羽鳥茂	33
帝国主義確立期日本の対満洲通貨金融政策……	松野周治	53
国際通貨協定の本質をめぐって……	横田綾子	71
穀物法廃止後の土地改良……	島浩二	98
<b>書 評</b>		
安 秉珩『朝鮮近代經濟史研究』……	中 村 哲	124

---

昭和52年7・8月

京都大學經濟學會

## 穀物法廃止後の土地改良

島 浩 二

### I は じ め に

イギリス農業における19世紀中葉のおよそ20年間、穀物関税の廃止から'70年代大不況期にいたるまでのあいだは、多様な土地改良 land improvement が 広汎に行われた時期である。このような土地改良のうちには、肥料の大量散布などのように、土壌の化学的組成を改善することによって肥沃度を直接即効的に高めるものをはじめとして、暗渠排水 underground drainage のように、土地の肥沃度の向上のための基礎的条件を整備するもの、また肥沃度を直接高めるわけではないが、借地農・農業賃労働者の経営・労働条件を改善することを通じて生産力の向上に間接的に寄与すべく行われる、農場建物 farm buildings・住居用小屋 cottages の新・改築にいたるまで、さまざまなものがあった。これらは、いわゆる高度集約農法 High-farming に特徴づけられたイギリス農業の未曾有の繁栄を支えた技術的基礎であり、そうしたものとしての共通性を備えている<sup>1)</sup>。しかしながら同時に、そうした改良の担い手に目を向けるならば、そこにはイギリス農業近代化における構造的な特質の反映を見とることができる。すなわち、比較的少ない経費で短期の即効的効果が期待できる、施肥を中心とする改良は、もっぱら借地農業者の手にゆだねられたのに対して、暗渠排水などのより基幹的な土地改良——上にみた施肥による肥沃度の

1) 当該時期のイギリス農業の集約化は、こうした土地改良を基礎とした、きわめて労働集約的な混合農法 mixed farming の採用を通じて主要には行われたのであって、いわゆる農業の機械化が本格的に展開されるのは1880年代以降のことである。この点、次の文献を参照のこと。E. L. Jones, "The Changing basis of English Agricultural prosperity, 1853-73", *Agricultural History Review*, X, part ii, pp. 102-119. D. Grigg, *The Agricultural Revolution in South Lincolnshire*, p. 151.

増進のための基盤整備としての改良。はるかに多額の費用を要し、投資効果はほぼ半永久的に持続するが、償却には長期間を要する——は、事実上そのほとんどが土地所有者のイニシアティブによって行われたのである。

土地改良の担い手におけるこのような「任務分担」は、一方では土地所有の優位の、他方では借地条件の不安定性 *lack of security of tenure* の、不可避的な結果である。つまり、年借地制 *yearly tenancy* の一般化<sup>2)</sup>をはじめとする当時の状況下で「借地農の投資(が)形式的に制約」<sup>3)</sup>されたことによって、土地改良の最も基幹的な部分は、まさに「地主的改良(土地所有者による改良投資)」として、土地所有者階級によって行われざるをえなかった。

そのかぎりでは、地主的改良とは、土地所有者階級にとってみれば、自らによって担うことを余儀なくされた負担であり、土地所有者のイニシアティブに随伴するディレンマにほかならなかった。しかし、このディレンマをより一層の経済的繁栄・政治的支配のための条件に転化することに土地所有者階級は成功した。イギリス農業の「黄金時代」は、まさに土地所有者にとっても「黄金時代」であったのである。

本稿の主要な課題は、このような転化のメカニズムを明らかにすることである。それはまた、ここではまだ直接の対象ではないが、19世紀イギリスにおける土地所有者階級のあの支配的地位を支えた、社会的諸条件に接近するための準備作業の一つでもある。

なお本稿では、主たる資料として「土地改良に関する上院特別委員会(1873年) The Select Committee of the House of Lords on the Improvement of Land の「報告」 Report および「証言録」<sup>4)</sup> Minutes of Evidence を利用

2) 年借地制が一般化した事実のもつ意味については、拙稿、イギリス農業構造と土地所有の性格、1851年—1871年、「経済論叢」第118巻第1・2号、127ページ以下を参照されたい。

3) 同上、131ページ。

4) これは、IUP発行の British Parliamentary Papers にはおさめられていないため、農業総合研究所エイメリー文庫所蔵のものを利用した。なお、その際に便宜をはかっていただいた椎名重明氏に深く感謝したい。

する。大土地所有貴族を中心とする21人の委員<sup>5)</sup>から成るこの委員会は、「継承的不動産の所有者が、自分の土地の改良のために資金を投下することを可能にしている、現行法上の諸措置を考察し、こうした投資を一層促進するために、現行法の修正が必要であるか否かを報告するため」<sup>6)</sup>に、1873年4月3日に招集され、土地改良に関係した多くの証人<sup>7)</sup>を喚問している。そうした意味で、この資料は、大不況期までの地主的改良過程全般を俯瞰する上で恰好の素材を提供していると考ええる。

## II 地主的改良奨励政策

### 1 地主的改良の障害

イギリスの大土地所有が、継承的不動産処分 Settlement と呼ばれる独得の土地相続法によっていわば純粋培養的に保持され、19世紀になってもその影響を色濃く受けていたことはよく知られている。19世紀なかばには、同法の影響が比較的少ないとされたスコットランドにおいてさえ全所有地の半分が、イングランドにいたってはその $\frac{2}{3}$ もの土地が、継承的不動産処分の適用をうけた継承的不動産 settled estate であったというのがほぼ定説である<sup>8)</sup>。

5) 委員の名前は以下の通り。① Duke of Richmond, ② Duke of Bedford, ③ Duke of Cleveland, ④ Marquess of Salisbury (委員長), ⑤ Marquess of Bath, ⑥ Earl of Carnarvon, ⑦ Earl of Derby, ⑧ Earl of Airlie, ⑨ Earl of Grey, ⑩ Earl of Ducie, ⑪ Earl of Kimberley, ⑫ Lord Dinevor, ⑬ Lord Vernon, ⑭ Lord Meldrum, ⑮ Lord Colchester, ⑯ Lord Stanley of Alderley, ⑰ Lord Egerton, ⑱ Lord Houghton, ⑲ Lord Kesteven, ⑳ Lord Ertrick, ㉑ Lord Hanmer, そのうち⑭⑮⑯⑰⑱⑲以外はベイトマンの土地所有者名簿に掲載されている (cf. J. Bateman, *The Great Landowners of Great Britain and Ireland*). それによれば彼らの土地所有規模は、比較的小規模なもので6~7,000エーカー (⑮⑱) から、1~20,000エーカー (④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱), 大規模なものは300,000エーカー近く (①) にまで達している。

6) *Report from the Select Committee of the House of Lords on the Improvement of Land* (1873) (以下では単に *Report* と略記する) p. ix.

7) 証人は23名。その職業は、職業的代理人 agent (7名)、囲込み委員とインスペクター (5名)、土地改良会社の関係者 (5名) など。詳しくは後掲の4表参照。

8) Cf. C. S. Orwin and E. H. Whetham, *History of British Agriculture 1846-1914*, p. 60.

土地の相続財産としての価値保全を主たる法目的とする継承的不動産処分は、現在の土地所有者——生涯不動産権者——の権限にさまざまな制約を加えることによって、彼を「制限された所有者 limited owner」としての地位におとしめる。つまり彼は、「土地を家外には売却できない」のはもちろん、「特別の授権がないかぎり、不動産賃借権を設定したり、鉱石を採掘したり、材木を伐採するという普通の機能をも実行できなかった。これらは絶対的所有者の権限に属することであったからである。」<sup>9)</sup> こうして継承的不動産処分は、地主的改良に対する2重の意味での障害となった。すなわち第1には、土地の改良そのものを原則的に禁ずることによって。第2には、改良のための経費を土地所有者が調達する方途を閉ざすことによって<sup>10)</sup>。

したがってこうした相続法が前提されるかぎりで、地主的改良が広汎に実施されるためには、上の2点にかんして継承的不動産処分が少なくとも迂回される必要があった。トーリー党の分裂によって穀物関税を失ったイギリスの土地所有者階級は、そのために再び国家の保護を要求したのであって、それこそは「穀物関税のかたちをかえた再立法化」<sup>11)</sup>と呼ばれた地主的改良奨励政策——土地改良法 land improvement acts ——にほかならない。

I表は、この土地改良法の適用を受けて行われた土地改良投資額を示している。これは現実に行われた土地改良投資の全てではないが、投資額にして少くともその半分以上を占める最も基本的な部分をあらわしていると考えられる。これによれば、本稿が対象とする大不況期以前の間、土地改良法のもとでお

9) J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, p. 160. 小山貞夫訳「イングラント法制史概説」278ページ。

10) 現実には第2の点がより重要である。というのは、19世紀には継承的不動産の売却ですら（その売却金の用途は債権購入等に限定されたとはいえ）行われうようになったのだから。次の叙述を見られたい。「近代的な継承的不動産処分は、ある土地片のある家族のものにしておくことではなく、むしろ、現所有者が資金をあたかも（普通の）収入のようにみなして使ってしまうことを防ぐ点に作用している。……」*Minutes of Evidence before the Select Committee of the House of Lords on the Improvement of Land (1873)*（以下では単に *Evidence*、と略記する）Q.（質疑応答番号）2472。

11) 下院における J. S. Trevelyan の発言。cf. D. Spring, *The English Landed Estate in the Nineteenth Century: Its Administration*, p. 153.

1表 土地改良法による改良投資額 (千ポンド)

	1847~ '72年	~'82年	~'92年	~1902年	~'12年	計
排水	7,381	1,030	531	63	26	9,031
農場建物	1,875	1,673	1,020	554	425	5,547
住居用小屋	342	510	180	157	190	1,378
地主住居	17	189	309	267	161	944
屈込み	217	148	62	38	18	483
道路	77	50	31	45	41	244
開墾	116	26	4	1	—	147
植林	44	26	21	8	10	109
鉄道証券	22	43	52	10	4	131
給水	—	—	—	47	98	145
その他	86	89	80	23	69	347
計	10,177	3,786	2,290	1,212	1,040	18,505

よそ1千ポンドの改良投資が行われたこと、また改良投資の対象別では、全体の約 $\frac{1}{4}$  (72.5%) が暗渠排水に、同じく約 $\frac{1}{5}$  (21.8%) が農場建物・住居用小屋などの農場付属建造物の改良に投資され、両者をあわせれば投資総額の9割以上 (94.3%) に達することが分る。

地主的改良をこのように巨大な規模で行わしめた土地改良法とほどのような特徴をもったものか、またそれはいかにして継承的不動産処分を廃止することなくその制限性を迂回することができたのか、次にこの点を具体的に確認しておきたい。

## 2 土地改良法の特徴

2表は土地改良法の一覧である。みられる通り数多くのものがあり、個々の法律のあいだには内容の相異や発展があるのはもちろんであるが、それを全体として一つの体系としてみると、大まかにいって4つの主要な柱で構成されている。

その第1は、いうまでもなく継承的不動産の所有者が自己の所領に改良を施すこと自体を公式に承認することであった。土地改良法の嚆矢である1840年法

2表 土地改良法一覽

〈一般法〉				〈会	
1840年	3 & 4	Vict. c. 55	Pusey's Act	1843年	
45	8 & 9	Vict. c. 56			
46	9 & 10	Vict. c. 101	Public Money Drainage Act (1st)	48	11 & 12 Vict. c. 1
49	12 & 13	Vict. c. 100	Private Money Drainage Act	49	12 & 13 Vict. c. 9
50	13 & 14	Vict. c. 31	Public Money Drainage Act (2nd)	53	16 & 17 Vict. c. 1 18 & 19 Vict. c. 8
64	24 & 28	Vict. c. 114	The Improvement of Land Act		22 & 23 Vict. c. 8 26 & 27 Vict. c. 1
70	33 & 34 34 & 35	Vict. c. 56 Vict. c. 84	The Limited Owners' Residence Acts	60	23 & 24 Vict. c. 1
77	40 & 41	Vict. c. 31	The Limited Owners' Reservoirs and Water Supply Further Facilities Act		

出所) 椎名重明, 前掲書103ページ。D. Spring, *op. cit.*, p. 199. Appendix IX.

(ピュージー法)が「継承的不動産の所有者をして、その排水のための費用の支弁を可能ならしめる」<sup>12)</sup>ことを法目的としてかかげて以来、それは土地改良法体系の最も基本的な原則として、以後のすべての法の基調となった。

第2は、多額の国家資金と民間資金とを動員することにより、借り入れ金による地主的改良<sup>13)</sup>に道を開いたことである。この点で先鞭をつけたのは国家資金であって、2度にわたり総額400万ポンドが、地主的改良に対する国庫補助金として相対的にかなり安い金利<sup>14)</sup>で貸与された。土地改良を行う物質的手段を欠いていただけでなく、改良に対する志向・意欲の点で著しくたち遅れていた<sup>15)</sup>イングランドの土地所有者にとって、このような国家資金の貸与が土地改良への誘い水になったことは明らかであって、こうしてようやく地主的改良が本格的に行われはじめた時に、今度は民間資金を動員するための措置が講ぜられた。すなわち土地改良法中のいわゆる会社法 *Company's acts* によって、地主的改良に対する融資を主たる目的とする金融機関(土地改良会社)が続々と設立されたことがそれである。

3表によれば、1873年までの改良投資額のうち、こうした土地改良会社の融資によるものが約6割(57.0%)<sup>16)</sup>にのぼり、これに国家資金によるもの(39.1%)を加えると96%余に達する。つまり地主的改良のために動員される資金は、上の2つの財源からはほぼ全部的に調達されたといつて誤りない。ここで、地主

12) *Ibid.*, p. 143.

13) 事務弁護士パーキン G. L. Parkin の次の証言を見よ。「……制限を受けた所有者 *limited owners* に関して必要なことは、金をたくさんもっているものに、その金を土地改良へ投資することを可能にせしめること……ではなく、金をもたないものに……所領を改良するための力を与えることであります。」〈問〉「借金によって?」〈答〉「そうです。」*Evidence*, Q. 2472.

14) 椎名重明, 前掲書118ページ参照。

15) 1846年法で融資された200万ポンドの国家資金の8割以上はスコットランドの土地所有者によって利用されたという事実が、この点を端的に示している。Cf. D. Spring, *op. cit.*, pp. 152-3. 因みに、スコットランドでは、いわゆるモンゴメリ法のもとで継承的不動産の改良が18世紀後半から広く行われていた。なお、こうした意味における土地所有者の無能力が、イギリスの土地独占とその支柱である継承的不動産処分とに対する批判者の主要な論点の一つであった。Cf. G. C. Brodrick, *English Land and English Landlords*, pp. 112-128.

16) もっとも改良工事の請負のみも土地改良会社は行ったから、その融資額は、厳密にいえばこの数字より少なくなる。



3 表 財源別改良投資額 (1873年まで)

	千ポンド	%
○ 国家資金	4,000	(39.1)
○ 土地改良会社	5,826	(57.0)
内わけ		
「土地改良会社('53)」	3,004	
「総合土地改良会社('49)」	2,002	
「西部イングランド土地排水会社('48)」	119	
その他	701	
○ その他	396	(3.9)
総計	10,222	(100.0)

出所) *Evidence*, Q. 399.

的改良促進の第一歩が国家資金の誘導というかたちをとって行われたことは、その基本的性格を端的に暗示するきわめて興味深い事実である。

さらに、以上のようにして多額の資金が地主的改良のために動員され得るためには、その資金の返済を確実ならしめる措置が必要であって、それが土地改良法体系の第3の柱をなしている。

というのは、'40年法(ピュージー法)および'45年法が、継承的不動産に対する抵当権設定による資金調達を可能にするための規定を備えながら、上のような措置を欠いていたために、現実には保険会社などの金融機関から資金貸し付けを拒否されることが多かったからである<sup>17)</sup>。そのために'46年法(国家資金による土地改良法)からは、いわゆる地代充当による返済 *rent-charge* という方法が採用されることになった。これは要するに、年間の借地料収入から一定額(借り入れ金額と返済期間の長さによって異なる)を控除し、他のいっさいの債権に優先させてこれを借り入れ金返済に充当するものである<sup>18)</sup>。国家資金の貸与とのくみあわせでこの方法が最初に採用されたことからして、これは

17) というのは、売買の禁止をはじめとするさまざまな制限を受けた継承的不動産の抵当価値は非常に低かったから。ある保険会社が融資を拒否した理由は、その事務弁護士の言によれば「……かなりの期間にわたって、担保もなしに融資しなければならないようだ」という危惧であった。(D. Spring, *op. cit.*, p. 148)

18) *rent-charge* 一般については、W. ゲルダート「イギリス法原理」(末延三次訳)138ページを見よ。

国家資金の確実な回収と効率的運用をはかる措置であったと思われるが、国家資金にかぎらず地主的改良を目的とする借入れ金全般にその後適用された。こうした方法が一般的に採用され、貸し付け金の回収が確実なものにされてはじめて、私的な金融機関の設立とそれを通じた民間資金の大量的動員が可能になったことは先に述べた通りである。

上の3つの措置によって、継承的不動産の所有者が自己の所領を改良するうえでの困難はほぼ克服されたとみることができる。彼らはいわゆる絶対的所有者 *owners in fee simple* と何らかわりなく、あるいは資金調達面にかぎればむしろより有利な条件で、改良に着手することができた。例えばデントン B. Denton が「絶対的所有者の多くのものが、制限所有者が資金を調達する例にならって金を支出していると思う（傍点引用者、以下同じ）」<sup>19)</sup>とまで述べているところに、その間の状況を窺うことができる。

土地改良法体系の第4の柱は、以上の措置を通じて可能にされた地主的改良が、継承的不動産処分原理と背馳することを防ぐために、改良過程全般に対する国家による監督を制度化したことである。この監督は、囲込み委員会<sup>20)</sup>（およびその下部機関たるインスペクター）を通じて、土地所有者による改良計画の提出と工事着工との局面であわせて3～4回にわたって行われた。その際、当該の地主的改良が継承的不動産の改良と呼ぶにあたいする真に合目的なものか否か、また改良工事に手抜きや粗悪な材料の使用などが無いかなど細部にわたり、「一言でいえば……相続権 *reversionary interests* の保護」<sup>21)</sup>という観点から囲込み委員会はチェックを行ない、場合によってはもとの計画を全面的に変更させることすらあった。したがって、土地改良法体系が制度化した他の措置と異なり、この点は個々の土地所有者から最も大きな不満をかっ

19) *Evidence*, Q. 593.

20) '46年法以前は、大法官府裁判所 *Court of Chancery* がこの監督を行った。なお囲込み委員会 *Inclosure Commission* は、一般囲込み法の制定（1845年）にともなって設立された国家機関である。Cf. C. S. Orwin and E. H. Whetham, *op. cit.*, pp. 182-191. D. Spring, *op. cit.*, pp. 137-8.

21) *Evidence*, Q. 225.

であって、例えば'73年委員会「報告」はそれを次のように述べている。「現行制度に対する他の不満は囲込み委員会の機能に向けられている。同委員会が能力と好意とをもって義務を遂行していることには誰も異論はないが、それにも拘らず、囲込み委員が行使するある種の統制力に対して多くの証人が時には大変激しく非難している。不必要なほどの細かさ、地方の実情を無視した厳格さがその理由とされている。実際、囲込み委員とインスペクターとの証言から明らかなことは、彼らが改良工事の遂行に対して完全な統制力を行使する結果、土地所有者およびその差配人 agent には判断の自由が僅かしか残されていないということである。場所の選定・計画のとりきめ・資材の選択・設計明細書 specifications の作製などに際して、インスペクターが土地所有者や差配人と反対の見解を抱くことは稀ではない。そして、そのような不測の事態が発生した時はいつでも土地所有者が譲歩しなければならないのである。……」<sup>22)</sup>

しかし、こうした不満が個々の土地所有者の心情をとらえることはあったとしても、土地所有者階級は、国家機関による監督を含めた以上の土地改良法体系全体を、継承的不動産処分の迂回による地主的改良奨励のための有効な手段として受け入れた。というよりも、ある同時代人にならって次のように言った方がむしろ事態適合的なのかもしれない。「(継承的不動産処分によって現所有者が余儀なくされる——引用者) そうした無能力 disabilitiesこそがむしろ、効果的な土地改良のやり方を発展させてきたのであって、もしその無能力状態がなかったならばそれはまったく生み出されなかったであろう。」<sup>23)</sup> 継承的不動産処分をさしあたり迂回し、そのことを大義名分として制度化された、国家機関による直接的な援助と監督こそが、まさしく地主的改良奨励の根幹にほかならなかったのである。

### 3 地主的改良に対する土地所有者階級のとらえ方

22) *Report*, p. vii.

23) *Evidence*, Q. 592. デントンの証言。

地主的改良を促進するためにとられたこのような措置は、いわゆるテナント・ライト tenant right の法的補償問題に関する対処のなされ方と鋭い対照をなしている。というのは、テナント・ライトの法的補償については、'40年代から借地農業者などによってたびたび要求され、また議会の特別委員会でも提案されながら、契約の自由に対する侵犯であるとの理由から長く日の目を見なかったのである<sup>24)</sup>。

土地改良法体系も、それによって「私事 private transactions が官僚 government officer の統制に服さねばならない」<sup>25)</sup>ようにされるという意味で、明らかに「一個の変則」<sup>26)</sup>であった。事実、その点をとらえた根本的な反対論が僅かではあっても議会に存在したし<sup>27)</sup>、そればかりではなく、土地改良法によって恩恵を受ける個々の土地所有者でさえも、囲込み委員会が行う監督に対しては、自分達の自由意志を著しく拘束するものとして大きな不満の意を表明していたことは先にみた通りである。それにもかかわらず、何故に土地所有者階級はこの「変則」をむしろすすんでかちとる立場に立つことができたのか。あるいは、地主的改良をどのようなものとしてとらえることによって、上のような内部からの反対論に土地所有者階級は対処しようとしたのか。ここでは、'73

24) テナント・ライトとは、借地農が行なった投下資本のうち、未だ償却されざる部分（いわゆる残された価値 unexhausted value）について、借地期間の終了時に補償を受ける権利をさす。こうした補償慣行は、通常、出ていく借地農 outgoing tenant と新たに入る借地農 incoming tenant との間で、リンカンシャなどごく一部の地方で行われたが、19世紀中ば以降、年借地制の一般化（借地期間の極端な短縮）とともに、土地所有者にその補償を義務付ける法が要求された。1847年のいわゆるビュージー委員会が最初に関する提案を行った（*Cf. Report from the Select Committee of the House of Lords on Agricultural Customs*, p. iv.）が、大不況期に入るまで実現しなかった。いわゆる借地法（*Agricultural Holdings Acts*）がそれである。ただしその第1次法（1875年）は、適用が土地所有者の任意にまかされるなどの理由で現実的効力をほとんどもたえなかった。（*See. W. E. Bear, The Relations of Landlord and Tenant in England and Scotland*, pp. 104-131.）このような事実をふまえて、たとえばブロードリックのような土地独占反対論者は、テナント・ライト補償の法制化に対してきわめて消極的な評価しか与えていない（*cf. G. C. Brodrick, op. cit.*, pp. 206-7, 210.）。こうしたことを含めて、土地所有者と借地農との関係のなかでテナント・ライト補償（あるいはその法制化）のもつ意味については、前掲拙稿129-130ページを参照されたい。

25) *Report*, p. vii.

26) *Ibid.*

27) 注11)参照。

年委員会の「報告」を例にとりて、改良にたいする土地所有者階級のいわば公式見解のアウトラインを明らかにしておきたい。

地主的改良の経費が最終的に誰によって負担されるか、いいかえると、改良が施された土地の借地料を、改良経費（の年々の返済額＝返済充当地代額。これは返済期間によって異なるが、およそ経費の7%程度）にみあう水準にまで引き上げることは可能か否か、という問題を「報告」はまず検討している。それを要約すると次のようになる。

#### (i) 暗渠排水の場合

返済充当地代額にみあう借地料の引き上げを借地農が負担する「ばあいもあるが、通例ではない。sometimes, though not in all cases」借地農が負担するとすれば、土地所有者は返済期間中損も得もしない。返済終了後に排水管が使用可能な状態ならば、引き上げられた借地料の分だけ土地所有者は得をすることになるが、こうしたことはむしろ稀である。

しかも一般には、返済充当地代額より低い水準（5%）までしか借地料を引き上げられない。この場合には明らかに土地所有者が損をしていることになる。したがって暗渠排水への投資には「多分に危険が伴い、絶対に安全なものでは決してない。」

#### (ii) 農場建物・住居用小屋の場合

農場建物をめぐる収益は大変計算しにくい<sup>28)</sup>が、一般には4～5%の借地料の引き上げしか借地農は負担しないから、暗渠排水にくらべてもはるかに不利な投資である。

住居用小屋の新築から直接的な収益はまったく得られないという点で、全証人の意見が一致した。その改築 replacement of bad cottages by good はさらに一層ひきあわない。しかし「居住地を固定することにより労働者の性格と

28) 「というのは、その建設は、正しい意味での改良というよりもむしろ、いままで支出されずにたまった維持費の支払いを意味するにすぎないようなことが多いから。したがって、その建築がなされなければどのぐらい借地料が下がるかが分らなければ、それが借地料をどの程度まで引き上げるかということ述べるのは困難である。」 Report, p. iv.

労働能力とを向上させる上で、良い住居が演ずる重要な役割、また、このことが土地財産に与える間接的な利益」に着目すれば、小屋の改良も他と同様に促進されるべきである<sup>29)</sup>。

つまり、借地料の引き上げによって経費をまかなえるのは僅かに暗渠排水にかかわる改良の一部にすぎず、それ以外の改良では多かれ少なかれ土地所有者が損をするとされていることが分る。地主的改良から土地所有者は直接的な収益をひき出せないとするこうした議論を下敷きにして、土地所有者から見た地主的改良の一般的性格を「報告」は次のように示唆している。「……改良を促進するためには、どの程度まで議会が介入しなければならないかは、改良から得られる利益の大きさ・確実性にかかっている。もしも確実に多額の利益が見込まれるならば……議会が注意を払う必要はほとんどない。……その必要があるのは次のような場合である。すなわち、食糧価格や貧民の住居に及ぼす影響の点で改良が公共の利益にかなっているにもかかわらず、資金をどんどん吸収するほどもうかる投資の対象ではなく、少しでも困難があればただちに資金がひき上げられてしまいかねないような、そうした場合である。」<sup>30)</sup>

つまり、土地所有者個人の私的な利害の枠をはみだし、公共的性格を有するものとしての、地主的改良の特徴づけである。継承的不動産処分と地主的改良との関係にかんする「報告」の認識をみれば、上に述べた「公共的性格」ということのいまだ少し立ちいった内容を窺い知ることができよう。「報告」の次の指摘を見られたい。「制限所有者が蒙っている困難は、継承的不動産処分を廃止し、制限を受けた彼らの立場を解きほなせば全て解決できるかのように往々にして言われている。(しかし)……それは実効ある解決にはならないにちがいない。土地財産権 *property in land* そのものと同様に、土地の改良も単純な商業的投資としての魅力をもっていない。個人の利得に対する希望からでは

29) 以上の要約については、*ibid.*, pp. iv-v. を参照のこと。

30) *Ibid.*, p. iii.

なく、子孫に対する配慮という観点から土地所有者は改良を行うのである。したがって継承的不動産処分を廃棄すれば、今日土地改良が行われる主要な動機であるこの配慮をうばい去ってしまうことになる。……」<sup>31)</sup>

このような叙述から、土地所有者階級が地主的改良をとらえていた論理の枠組を以下のようにあつづけることができよう。すなわち、第1に、まさしく継承的不動産処分によって目先の私的利益の観点の放棄を強制される結果として、将来にわたる一族の発展、さらには所領内に居住し働く人々をも含めた所領自体の調和のとれた発展に、土地所有者は自己の関心を向けざるをえないこと<sup>32)</sup>。それ故第2に、農村住民に対する土地所有者の支配的影響力は、商品生産に基礎づけられた「利潤」や資本主義的な「支配」の対極をなす、「家父長的で慈み深い住民保護の体系」<sup>33)</sup>としての性格を持っていること。第3に、こうした諸関係に規定されてはじめて、ひとり土地所有者だけが、殆んど収益を期待できない公共的な土地改良を自己犠牲的に遂行するということ<sup>34)</sup>。このような文脈のなかで、土地所有者に対する国家の援助と監督とが必要でありかつ正当でもあることが示唆されるわけである。

「報告」の基調をなすこうした論理は、地主的改良促進のための更に有利な政策を獲得しようとする口実であつたばかりでなく、個々の土地所有者の主観的判断を実際にとらえることにより、ある程度まで社会的なコンセンサスをかたちづくっていた<sup>35)</sup>。だからこそ、上にみたように、土地所有者の「支配」を

31) *Ibid.*, p. v.

32) たとえば次の叙述は、こうした点で土地所有者をとらえていた雰囲気をよく表わしている。「……イギリスにおいてはある政治社会のなかでは、人は土地を持たなければ何者でもないということが、ディズレーリにはだんだんはっきりとわかってきた。地主は、その領地を歩き農夫たちと話してみても、農業者たちの考え方や要求の現実の姿を知り、その不平を聞いて、自分が投票した法律の効果を察するのである。……」A.モロワ「ディズレーリの生涯」安東次男訳、世界教養全集27、236ページ。

33) 前掲拙稿、116ページ。

34) こうした認識は、19世紀のイギリス土地所有者階級が自己の存在理由を証明するためにもちだす論拠と共通のものであつて、たとえば土地独占反対論者に対する反論の主要なものの中に、まったく同様の論理を見出すことができる。

35) たとえば、典型的な巨大土地所有者ベドフォード公 the Duke of Bedford の著書 *A Great* /

裏づけるイデオロギーの一翼を構成することができたのである。

### III 地主的改良の「果実」

しかしながら、土地所有に付随する義務行使として地主的改良を位置付け、その収益を否定する以上のような見解は、どれほど現実的根拠をもつように見えるとしても、実は事柄の一半をあらわすものでしかない。地主的改良を行うことによって土地所有者が手に入れた「果実」を明らかにするために、'73年委員会の「証言録」に少しく立ち入って検討してみたい。というのは、委員会のいわば公式見解たる「報告」とことなつて、「証言録」は「報告」以前の個々の発言の記録であつて、限られた範囲においてではある種の「本音」を窺うことのできるものだからである。

#### 1 暗渠排水にかんして

最も基幹的な土地改良であり、また'72年までの投資額のうち7割以上を占める暗渠排水についての証言の検討からはじめよう。

そのばあい、継承的不動産の価値保全を直接の目的とした囲込み委員会の監督が、改良を施された土地の借地料のあり方とどのようにかかわっていたかを示すために、まず囲込み委員の証言を見ておきたい。囲込み委員リドゥレイ G. Ridley は喚問に答えて次のように述べている。

〈問〉「計画の提出された改良が、借地料収入を増加させるか否かを、インスペクターはあなたに報告するのですか？」〈答〉「その通り。」〈問〉「増加する程度についても？」〈答〉「まさにその通り。返済充当地代額にみあうまで借地料が上がる可能性の有無を、インスペクターは私に報告します。因みに返済充当地代額は、彼に送つてある改良申請書の写しに書いてあります。」

〈問〉「返済充当地代額はインスペクターに知らせてあるから、その改良が返

---

\\Agricultural Estate; Being the Story of the Origin and Administration of Woburn and Thorney (1897) を見られたい。この全編が、上に述べた「自己犠牲」を証明するために書かれたとさえ言える。



返済充当地代額にみあうまでの借地料の増加をもたらすかどうかを彼が報告するというわけですね？」〈答〉「そうです。借地料の増加分が返済充当地代額をみたすかということです。」〈問〉「あなた方はマージンも要求されるのですか？ つまり、増地料の増加分が僅かでも返済充当地代額を超えることも要求されるのですか？」〈答〉「そうではありません。そういうことを行う権限はないと思います。……」<sup>36)</sup>インスペクターのハムフリー W. H. Homfray の証言からも同じことが読みとれる<sup>37)</sup>。

リドウレイの最後の答弁は、返済充当地代額にみあうまで借地料を引き上げる可能性こそが、土地改良計画を認可するにあたって囲込み委員会が考慮した基準の一つであったということを積極的にものがたるものとして受けとられるべきである<sup>38)</sup>。もちろん、最終的には当該の農場の賃貸借をめぐる力関係によって借地料は決まらざるをえないが、それにしても、改良をきっかけにして、返済充当地代額に等しい水準まで借地料を引き上げる見込のない改良計画には許可を与えないことによって、間接的にはあれ、借地料の引き上げ・改良経費の借地農への転嫁を囲込み委員会が強制し(対借地農)合法化した(対土地所有者)ことを、上の証言は示唆しているのである。したがって、「しかじかの土地が排水を必要としており、……暗渠排水等はこれこれの深さでこれこれの間隔をおいて行われるべきであって、そのエーカー当りのコストはかくかくである」<sup>39)</sup>といった細部にわたるまで、インスペクターの監督と報告とを囲込み委員会が求める所以は、改良を真に合目的的に行わしめることにより、借地料の引き上げに借地農が同意せざるをえない状況をつくりだし、上の合法化を

36) *Evidence*, QQ. 66-69.

37) 「(インスペクターが囲込み委員に報告すべき事柄のうち) 第一のものは、当該の改良が必要とされているか否か、またそれが」「返済充当地代額にみあうだけの借地料増加をもたらすか否か(である)。」*ibid.*, QQ. 1474-1475.

38) その意味で、返済充当地代額にみあう借地料の増加を要求する囲込み委員会の権限自体を否定する論拠として、椎名氏が同じ箇所を引用されているのは、問題である。椎名, 前掲書126ページ参照。

39) *Evidence*, Q. 65.

4表 暗渠排水による借地料の引き上げについての'73年委員会証人の評価

証人	評価*	備考
1. G. Ridley 囲込み委員	○	引き上げ幅は、現在の借地料の高による。
2. G. Darby 同上		
3. B. Denton 「総合土地改良会社」主席技士	○	
4. G. Ryder 「土地改良会社」取締役	○	県によっては、困難な所もある。
5. F. Brodie 「西部イングランド土地改良会社」 幹事	○	
6. C. Randel 職業的差配人	×	5%どまり。
7. W. H. Homfray インスペクター	○	証人⑥の意見に同意できない。改良は必ずしも借地農の利益になるものではない。
8. J. C. Morton 同上	○	排水にかぎらない。計画がよく練られて、改良後の管理がよければ。
9. H. W. Keary 職業的差配人	○	
10. H. Burd 同上	○	排水にかぎらない。もとの借地料が適正な場合にかぎり。
11. J. H. Turner 同上	○	
12. J. Girdwood 建築業者	○	適正に行われた排水工事ならば。
13. G. L. Parkin 事務弁護士		
14. H. Freshfield 同上		
15. J. Birch 建築業者		
16. G. Hope 農業企業家(土地も所有)	○	
17. J. McLean 職業的差配人	○	
18. S. H. Ashdown 同上	○	
19. J. Turner 借地農	○	
20. J. Sanderson 職業的差配人	○	
21. J. W. Barclay 借地農	○	
22. A. White 事務弁護士	△	7%のひき上げは、普通の借地農にとれば大きな負担だが。 借地期間がまもなく終る者、リースでない者を除いて、借地農は進んで引き上げに応ずる。
23. J. Caird 囲込み委員	○	
		5%にとどめ、残りを労働力で支払わせる地主も例外的にある。
		資本家が言うような意味で、もうかる改良は僅か。

注) ○…借地料の引き上げによって、改良経費を補填しようということを肯定的に述べているもの。

×… “ “ “ “ 否定するもの。

△…どちらともいえないもの。

空欄…上の点につき質問されず、また、何ら評価を下していないもの。

出所) Evidence.

一層容易にすることであって、継承の不動産の価値保全という大義名分はむしろこうした意図を隠蔽するかくれみのであったのではないかとさえ思われるのである。

そして事実、'73年委員会の「証言録」を詳しくみるならば、借地料の引き上げによって暗渠排水にかかわる改良の経費を借地農に転嫁しうることを認める証言がはるかに多いのであって、先に紹介した「報告」の基調との興味深い対照をみせている。この点にかんする各証人の証言の大まかな傾向を知るために作成した4表からは、囲込み委員・インスペクター・土地改良会社の関係者などの大部分が、借地料の増加<sup>40)</sup>とそれによる経費の転嫁とに肯定的であることが分る。

したがって「報告」が強調するところとは異なり、上のような現象こそが暗渠排水にかかわる改良の一般的傾向であったと思われる。いくつかの典型的な証言を以下に引用する。

総合土地改良会社主席技士デントン「……たとえば20年前に行われた排水工事は、今では、最初に投ぜられた費用の倍の金額をもたらずことはまちがいない。……」<sup>41)</sup>「我が国のよい借地農 better farmers はいつでも6%を支払う能力があると思う。さらにいえば、工事がなされないよりも6.5%~7%を支払う方を彼らは望むだろう。」<sup>42)</sup>インスペクター：モートン J. C. Morton 〈問〉

「排水への投資の場合、返済充当地代額、つまり6.5~7%と同額が借地料の増加分というかたちで土地所有者によって受けとられると思いますか？」〈答〉

「いつでも必ずその通りです。」<sup>43)</sup>職業的差配人マクリーン J. McLean

〈問〉「今日まで暗渠排水から利益は得られたか？ また、そのための経費を借地料の増加でたやすく回収できますか？」〈答〉「その通りです。……私が

40) 但し借地料の増加率が改良経費の7%程度に等しいということでは必ずしもない。この点は後に詳論する。

41) *Ibid.*, Q. 556.

42) *Ibid.*, Q. 827.

43) *Ibid.*, Q. 1614.

管理を行った所領にかんする経験ではいかなる困難もありませんでした。』<sup>44)</sup>同  
 アッシュダウン H. Ashdown <問> 「暗渠排水については、経費と同額の借地料  
 増加があったということですね？」 <答> 「その通りです。」…… <問> 「借地  
 農にそれを認めさせる上でなにか困難がありましたか？」 <答> 「まったくあ  
 りません。』<sup>45)</sup>借地農ターナー J. Turner <問> 「一般に、借地農は暗渠排水  
 のために5%以上をすすんで支払いますか？」 <答> 「もしもその改良工事が  
 適切に行われたものならば、たしかにその通りです。」 <問> 「彼らは経費全額  
 をすすんで支払うのですか？」 <答> 「今のべたようなものならその通りで  
 す。』<sup>46)</sup>職業的差配人サンダースン J. Sanderson <問> 「暗渠排水工事の経費  
 は借地料への上積みによって借地農から回収できると思いますか？」 <答>  
 「私の経験ではできます。」 <問> 「借地農はいつでも進んで経費を借地料の  
 たちで支払おうとするのですか？」 <答> 「ほとんどすべての場合にそうで  
 す。……』<sup>47)</sup>

当時一般にみられた、農場の貸し手市場状況は、このような借地料の引き上  
 げを一層容易にした。次の2つの証言をみられたい。「土地の量はかざられて  
 いるが、借地農になりたがっている人間は数多い。つまり一つの農場に対して  
 9~10人もの希望者がいるのだから、契約の自由などというものは実際にはな  
 いのも同然である。』<sup>48)</sup>「……どんな農場を貸し付ける時でも、ほんの僅かな困  
 難でさえも今まで私は感じたことがない。事実、貸し出す農場1つについて20  
 もの中し込みがあるのだから。』<sup>49)</sup>こうした状況の下では、借地農の競争を組織  
 し、改良をきっかけにした借地料の引き上げをすすんで受け入れる「良い借地  
 農」を選択的に導入することが、土地所有者にとっては充分可能になったと思

44) *Ibid.*, QQ. 3041-3042.

45) *Ibid.*, QQ. 3207, 3211.

46) *Ibid.*, QQ. 3394-3395.

47) *Ibid.*, QQ. 3479-3480.

48) *Ibid.*, Q. 2843.

49) *Ibid.*, Q. 2087.

われるからである。

ただし、こうした借地料の増加率がいかほどあったか、それが改良経費の約7%程度にいつでも一致したか否かという問題は、具体的には「従来の借地料がいくらであったか what the fixed rent was?」<sup>50)</sup>ということにかかっていた。それが高すぎた場合には、借地料をいくらかも引き上げられないこともありえだし、またやや極端な例としては、「借地料があまりに高すぎたので、事実上改良経費総額にみあうまで土地所有者がそれを引き下げる」<sup>51)</sup>ことさえあった。このような事例も、本来改良後になされるべき借地料の引き上げが、それ以前に先取りされていたことをあらわすにすぎない。ここでは即断できないが、「報告」や、相対的に少数であるとはいえ証人の一部が強調する事例<sup>52)</sup>——返済充当地代額の水準まで借地料が上昇しない——のなかには、上のようなものが含まれていたことも十分に予想されるのである。

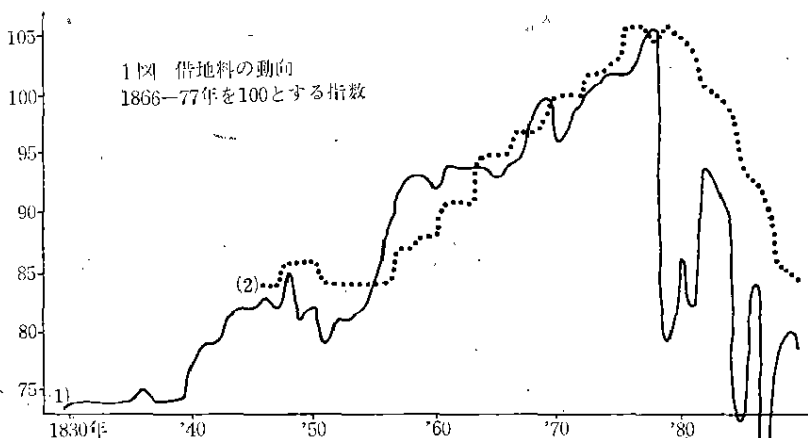
それはともかくとして、上のメカニズムを通じて、自らのイニシアティブによって改良を行いながら事後的にその経費を借地農に転嫁すること、およびそれによって土地からの収益を大幅にひき上げること、に多くの土地所有者は成功したのであって、それは次の1図からも見て取ることができる。つまり1図によれば、暗渠排水を中心とした地主的改良の広汎な実施とまさしく軌を一にして借地料収入が著しく増加し、前者の衰退とともに後者も急速に下降していることが分る。地主的改良のメカニズムを通じて、借地農が投資を事実上強制された資本利子部分の借地料化こそが、当該時期における土地収益増大の主要な方法であったのである。

以上のことから、暗渠排水を対象とする地主的改良によって、①大規模な改良投資を自らのイニシアティブによって行いうるメカニズムと、②そのための経費を全部的に借地農に転嫁することにより土地収益を極大化するための源泉

50) *Ibid.*, Q. 2860.

51) *Ibid.*, Q. 1475.

52) 例えば *ibid.*, QQ. 1205-1207, 1272-1276 などを見よ。



註) (1)——Lincoln, Hereford, Bucks., Beds., Cambridge, Essex, North Wales のいろいろな所領(約120,000エーカー)の借地料

(2).....Income TaxのGross Income derived from the Ownership of Lands in England and Wales.

出所) Robert J. Thompson, An Inquiry into the Rent of Agricultural Land in England and Wales during the 19th Century, in *Essays in Agrarian History*, pp. 68~70 より作成

はとを、土地所有者は手に入れたと結論づけることができる。

## 2 農場建物・住居用小屋にかんして

これらの新・改築にかかわる地主的改良投資は暗渠排水にくらべて僅かであり、また先にみたように、'73年委員会「報告」も「証言録」もそれからの借地料引き上げの可能性について否定的である。おそらく、このような改良が土地の肥沃度を直接高めるものではないという自明の事実には、その理由の大半を求めてほぼ誤りないであろう。

かといって、こうした改良がもっぱら「食糧価格や貧民への住居の提供の点で公共の利益」に資するにすぎないかと言えば、勿論そうではない。「(農場)建造物がなければ良いテナントは得られ」<sup>53)</sup>ず、したがって「土地は僅かの価

53) *Ibid.*, QQ. 3519.

値しかもたない」<sup>54)</sup>し、また金銭的なメリットはまったくないと「報告」が断定した住居用小屋の改良でさえも、「公共の福祉に資するものでなく、その改良を行い、耕作される所領を所有する個人の利益になること」<sup>55)</sup>であるとの証言もいくつか見られる。つまり「同じ価値の二つの農場があり、一方には小屋があり他方にはない」とすれば「小屋のある農場の方がより高い地代とより良い借地農とをえられる」<sup>56)</sup>のである。

それにもかかわらず、改良経費にみあう借地料（小屋の場合は一般に借家料）の増加をこうした改良が直接にはもたらさなかったとされる所以は、肥沃度の増進により間接的にしかかかわらないという先に指摘した事実に加えて、そうした改良が従来はなほだ遅れていた事を考慮した、土地所有者の側の判断に求められるべきであると思われる。職業的差配人ケアリ H. W. Keary の農場建物に関する次の指摘をみられたい。「ある農場の耕作水準にみあった十分な建物が20年前に建てられ、その後修理がゆきとどいていたにもかかわらず、いま、より高水準の耕作が行われるようになった結果、設備の拡充を借地農が要求したと仮定しよう。その場合には、返済充当地代額にみあうまで借地料が増加することと思う。しかし私が関係したほとんど全ての例では、改良といっても単なる修復にすぎないか、または古くて使いものにならなくなった建物を新しいものに置きかえるだけのことにすぎない。これが意味するのは、土地所有者が自己の土地に無関心であったために、その建物がまったく使いものにならなくなったということにすぎず、そうした修復を借地農が必要としているからといって彼らが7%を負担するとはまったく考えられない。むしろ、改良が行われなければ現在の借地料水準を保つことは不可能である。つまり、この投資は借地料の維持のために必要なのである。」<sup>57)</sup>先に註記した如く<sup>58)</sup>この点は

54) *Ibid.*, Q. 3523.

55) *Ibid.*, Q. 3329.

56) *Ibid.*, Q. 253.

57) *Ibid.*, Q. 1694. 同様の指摘は随所にみられる。たとえば *ibid.*, QQ. 3493-3494. を見よ。

58) 注28)参照のこと。

「報告」でもまったく同じように示唆されている。つまりこうした場合には、改良経費に対する返済充当地代額をすでに先取りするほどの借地料の水準をさらにそれ以上ひき上げるのではなく、その水準を維持することに、改良のさしあたりの目的が限定されていたことをあらわしている。

農業労働者に貸与された住居用小屋についても似たようなことが言えるが、しかしこの場合には事柄はもっとはっきりしている。というのは、小屋の改良にかぎって、他の改良とは異なり、囲込み委員会自体が借家料の引き上げを認可の必要条件とみなしていないふしが見られるからである。例えば2人の囲込み委員は次のように述べている。リドゥレイ〈問〉「小屋に関して、借家料収入の増加分がその改良の経費を償うと考えていますか?」〈答〉「いえ、そうではありません。……」〈問〉「それでは、借家料をどの程度増加させるかさせないかということ、小屋にかんしてはインスペクターに報告させないのですか?」〈答〉「現金でどのくらい上がるかを報告させたりしません。事実それは不可能です。……」<sup>59)</sup>ダービー G. Darby 「……土地所領、就中小屋（の改良）を取り扱うものは誰でも次のことを承知しています。すなわち、土地所有者が小屋をつくるのは、自己の所領で雇用しなければならない労働者に住居をあてがってやるためであって、小屋の家賃でもってその費用がまかなわれると考えるのは馬鹿げているということ。」<sup>60)</sup>

つまり、借家料は上がらなかつたのではなく、上がることが必要条件とされ、期待されていなかったのもであって、その意味で小屋の改良は他の改良に対する明らかな例外をなしていた。それはなぜか。すでに示唆したように、農業労働者の「居住地を固定すること」を通じて土地所有者が彼らを直接に支配し、その労働力を自己の所領に専一的に投下せしめるためである。この点にかんして、土地所有者であり、また進取の気質に富んだ農業企業家でもあったホープ G. Hope の次の証言は非常に興味深い。〈問〉「小屋について一つ質問したい。

59) *Ibid.*, QQ. 70-71.

60) *Ibid.*, Q. 428.



あなたは先程、1農場について、100エーカーあたり大体3つの割合で小屋があるとされた。そこに居住する労働者はその特定の農場にしばられている confined とお考えか？」〈答〉「その通りです。」〈問〉「すると彼らは、リンカンシャで言うところの被拘束労働者 confined labourers だというわけですか？」〈答〉「そうです。」〈問〉「彼らは近隣の土地の占有者に労働を自由に提供できないのですか？」〈答〉「もちろんできません。」〈問〉「彼らはそうした状態、つまり特定の主人 master にしばりつけられていることに満足していると思いますか？」〈答〉「そうだと思います。というのは、さもなければ彼らは小屋を得られないからです。……」<sup>61)</sup>

農業労働者を所領内に居住させそこで雇用すること、つまり「大きな骨折りがなく働く場所に行くことができ、それ故一日の仕事をより精一杯行え、また仕事が終わったのちもあまり遠くまで帰らなくてもすむ」<sup>62)</sup>状態におくことは、土地所有者が「良い借地農」を得るうえで必須の条件であった。しかしこうした拘束を農業労働者はかならずしもすすんで受け入れたわけではない。「良い農業村落 good agricultural villages」<sup>63)</sup>が近くにないかぎり、彼らは所領内の小屋にやむをえず居住したのであって、もしも「距離が大したことがなければ、農業労働者は村落に住む方をはるかに好むことはまちがいない。」<sup>64)</sup>したがって彼らを所領内に居住させるためには、小屋の借家料が少くともある程度低いことが必要であった。その意味で、借家料に上積みせずほぼ全部的に土地所有者によって負担された小屋の改良経費は、まさに農業労働者に対する支配の、おそらくはきわめて安価な代償にほかならなかった<sup>65)</sup>のであり、同時にその改

61) *Ibid.*, QQ. 2878-2881.

62) *Ibid.*, Q. 70.

63) *Ibid.*, Q. 240.

64) *Ibid.*, Q. 2363.

65) 現代のイギリス農業労働者にとってさえも、「家賃はただか払っても格安」な「束縛小屋」 tied cottage に住まざるをえないことから生ずる身分的拘束に対する闘いが、主要な課題の一つになっているようである。暁俊衆三、イギリス農業労働者の大会、「経済」1974年9月号、197-198ページ参照。

良が「土地所有者の側の多大の自己犠牲」<sup>66)</sup>にもとづく「貧民への住居の提供」であるかの如き外観を与えることによって、小屋の賃借をめぐる土地所有者と農業労働者の支配・被支配関係を隠蔽する作用をはたしたと言えるであろう。前稿でも指摘したように、小地片の付属した小屋を低廉な借家料で貸し付けることこそは、19世紀のイギリスにおいて、農業労働者を土地所有者に対する事実上の従属状態におとしいれるための有力な武器であったのである<sup>67)</sup>。囲込み委員会を通じて行使された国家権力は、土地所有者のこうした支配を追認したといえるのである。

#### IV 結びにかえて

以上のことから、土地所有者階級が地主的改良に与えた「公共性」の外観は、実はそれから彼らが引き出した「果実」を隠蔽する「ためのかくれみの」にほかならなかったことが明らかである。当該時期のイギリス農業にとって必須の条件であった土地改良を土地所有者のイニシアティブで行わせることにより、借地農や農業労働者に対する土地所有者のいわば構造的な支配の関係（土地所有の優位）をひき続き維持し強化すること、また同時に、改良のための経費を全部的に借地農に転嫁することを通じて、土地収益極大化の源泉を確保すること、結論的に言うならば、地主的改良とはこの二つをとともに実現させるためのメカニズムにほかならなかったと言うことができよう。

最初に述べたように、土地所有者が改良に直接手を下さなければならないということは、彼らの支配の余儀ない結果であったが、このような彼らにとっての負担が、「果実」を保障するためのメカニズムへと転化したわけである。この転化は国家権力によって直接に推進され、中世的な土地相続法をはじめとする、土地所有に随伴するさまざまな伝統的イデオロギーが、それを側面から媒介する役割をはたした。幾重もの媒介を経た、土地所有と国家との複雑な結び

66) *Evidence*, Q. 1345.

67) 前掲拙稿, 114-115ページ。

つきを前提してはじめて、19世紀イギリス社会を特徴づける「土地所有者による支配」という事象の、具体的な諸契機を明らかにすることができるのである。